

議第 77 号

呉市保育所及び小規模保育施設条例の一部を改正する条例の制定について

呉市保育所及び小規模保育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市保育所及び小規模保育施設条例の一部を改正する条例

呉市保育所及び小規模保育施設条例（昭和 62 年呉市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（保育の停止及び退所の承諾）</p> <p>第 5 条 保育中の乳幼児が次の各号のいずれかに該当するときは、一時その保育を停止し、又はこれを退所させることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 支援法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当しなくなったとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>（保育の停止及び退所の承諾）</p> <p>第 5 条 保育中の乳幼児が次の各号のいずれかに該当するときは、一時その保育を停止し、又はこれを退所させることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 支援法第 19 条第 2 号又は第 3 号に該当しなくなったとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の規定の整理をするため、この条例案を提出する。